

律令制下の紙の収取に関する 二・三の問題

橋 本 裕

はじめに

律令制の特色のひとつとして、文書にもとづいて行政が運用されるという点をあげることができる。この観点からすると、律令国家にとって紙は行政支配を行なってゆく上での必須の道具であったといえる。ところが、律令国家がそうした紙をどのようにして入手したかということのみをみてゆくと、先行の研究が多いとはいえず⁽¹⁾、入手経路全体の鳥瞰図すら得ていない現状に気付くのである。むろん、入手経路と一言でいっても、とても単純といえるものではなかったろうし、小論でその全貌を解明することは困難である。ここでは紙幅の関係から、紙の入手経路のうち、二・三のケースのみを取り上げて検討を加え、後の研究に備えようと思う。

考察にさきだち、紙の製産過程について略述しておきたい。

これについては延喜図書寮式造紙条の記載から、ある程度推測することができる。それによると紙料によって多少の違いはあるものの、おおむね截・煮・択・舂・成紙という工程を経ている。截は材料の繊維を適切な長さに切ることで、煮は原料に含まれている非繊維物質を排除するため煮熟すること、択とは煮熟を終えた原料を籠に入れ、流動する水に一昼夜以上さらし、原料に付着している不純物を水中でいねいに手指でつまみとること、舂は繊維束を離解するために臼に入れて搗くことであり、成紙は要するに紙料をパルプ状にして漉くことである⁽²⁾。

こうした作業の紙料として、延喜式同条は布、穀、麻、斐、苦參をあげているが、いうまでもなく、これは生の原料そのままではなく、ただちに截や煮などの工程にかけられるよう手が増えられたものである。煮の工程をすませている紙料からの工程が記載されているということからすれ

ば、延喜式にみえる工程は、白皮から紙を製産してゆくプロセスを示していると考えられる。延喜式の記載は中央の工房で行なわれる作業のノルマを規定したものと考えられるから、中央の工房にはおおむね白皮の状態で紙料が納められると判断されるのであり⁽³⁾、逆にいえば、原料となる植物から白皮まで精製する作業はその工房外で行なわれたとも思われるのである。

叙述が逆になったが、生の植物から白皮を作るまでの工程を、たとえば、コウゾについて述べると次の如くである⁽⁴⁾。冬に、根を残して切り取り、一定の長さの束にして吊って、下から大釜でもって蒸す。蒸しあがると、温気のさめないうちに大勢を動員して皮はぎをし、はがれた皮を束ねて日乾しする。これが黒皮（荒皮）であって保存もできる。この黒皮を一定時間水に浸したのち水中であら踏みし、引き上げて外皮を削り落とし、ふたたび流水の中で節などを小刀で仔細にそぎ取る。これが白皮であってやはり保存可能である。古代においても、こうした工程をまったく同様に経たか不明であるが、おおすじにおいて変わるところはなかったであろう。

正確な記述であるのか、いささか心もとないが、以上が紙の製産過程である。そこで、今後の考察のために、二・三の点を確認しておきたい。まず、この工程がかなり複雑なものであり、各段階においては一度に多数の人員を要する場合もあれば、その逆もあること、また、きわめて熟練した技術が必要な場合もあれば（成紙）、反対にほとんど熟練を必要としない作業もあることである。なお、用具について述べなかったが、小刀のような小さな物が必要である一方、コウゾの枝を蒸すような大きな釜や、延喜図書寮式年料紙条にみえるような各種の槽なども必要であり、必ずしも一般班田農民が個人で所有しうるようなものばかりでなかったことも明らかである。

1

はじめに、中央における令制下の紙製産について考えてみたい。

養老職員令6図書寮条に、

頭一人、掌……………給紙筆墨事、……………造紙手四人、掌造雑紙、……………紙戸、

とみえ、図書寮が紙の製産、分配にあたる官司であったことがわかる。図書寮による紙の分配については、たとえば延喜図書寮式諸司紙筆墨条にく

わしい規定がみえ、それによると各官司に年間総計約 11 万枚を分配することになる（これらすべてを図書寮で製産したとは限らない——後述）。

また製産については造紙手——紙戸というシステムの中で行なわれることが、この令条文に窺えるが、この紙戸についてすこし考えてみたい⁽⁵⁾。

紙戸については、令集解職員令 6 図書寮条釈説に引かれた別記につきのように規定されている。

紙戸五十戸、山代国自十月至三月、毎戸役一丁、為借品部免調雑徭也、ふつう五十戸といえは、ただちに令制里を想起するので、紙製産の技術を保有する集団借品部として令制里の形に設定したものと考えたくなるが、実際はそうではなかった。紙戸の実例は神龜三年（726）山背国愛宕郡出雲郷雲上里計帳にみえる⁽⁶⁾。別記の規定では、紙戸は調・雑徭が免ぜられているから、結局、紙戸には人別の負担がかからない。それは、この計帳断簡にみえる紙戸の正丁三名等が見不輸の数の中に含まれることと合致する⁽⁷⁾。そのようにみれば、この紙戸が別記に規定されたそれであることに疑いあるまい。そこで、現存する計帳断簡をみると、紙戸はこの一戸しかみえず、紙戸が集団をなしていないことを示している。すくなくとも、出雲郷がそのまま紙戸に編成されているということではできない。さきに述べたように、紙の生産がある程度の協業を必要とすることを考えれば、紙戸が集団をなしていないことは、紙戸をそのまま造紙専業者と認めがたいことを示しているのではなかろうか。結局、この紙戸は借品部、すなわち狩野久氏の指摘されたように一般公民の賦役の一種にすぎぬと考えるべきなのであろう⁽⁸⁾。

なお、この紙戸の記載のある愛宕郡出雲郷の用紙の質については、「特に注意すべき点は観察されず、使いふるした簀をつかつたらしい」ということであり⁽⁹⁾、天平四年（732）の愛宕郡計帳は「未叩解の繊維の目立つ中級品」ということである⁽¹⁰⁾。籍帳の用紙は現地調達が原則であるから⁽¹¹⁾、もしこの地域にすぐれた造紙技術が伝えられていたとすれば、御野国戸籍のように、もっと上質の用紙が用いられてよいはずである。このことも、紙戸がたんなる賦役の一種と考える上での傍証となろう。このようにみえくと、紙戸が手工業家族であるとか、製産した紙を市に出すといった見解は⁽¹²⁾再検討の余地があろう。

ともあれ、山城国がとくに製紙技術の進んだ地域というわけでもなく、すぐれた紙料を採集できる場所とも思えないから、十月から三月までの紙

戸の使役は山城国内におけるものというより、京に上番するものとするほうが妥当であろう。したがって紙戸は図書寮の造紙手とともに中央工房で役せられるものであったであろう。ただ、造紙手は長上官であり、年間通じて紙製産に従事していたと考えるべきである。このことは延喜図書寮式造紙条に長功・中功・短功、すなわち季節による労働量の差異が規定されていることにも十分窺うことができる。ところが紙戸は十月から三月まで使役されるだけなので、ただちに造紙手の補助員という性格をそこにみることは困難である。紙戸が何のために使役されるのか、まったく史料を欠くため、いきおい想像になるほかないが、私なりの推測を述べておく。まず、保存のきく紙料の精製すなわち白皮の製産を閑月のあいだにしておくこと、また、十月から三月といえは短功の期間を含んでいるから、造紙作業の中であまり技術の要しない労働に従事して、この期間の労働量の不足を補ったということ等を考えてみたい。ただ、こうした紙戸も八世紀後半以降の史料にはまったく姿を見せず、延喜式にも、それに類似するものさえ認められないから、いつしか停止されたのであろう。年料別貢雑物制の整備により、全国から紙の原料を入手することが容易になり、それにもなつて紙戸の必要性がうすれてくる、とは考えられないであろうか。

さて造紙手についてであるが、令には4名と規定、九世紀初頭には8名となっていたらしく大同三年(808)二月には5名に減省⁽¹³⁾、同年十二月にはさらに4名に定められる⁽¹⁴⁾。延喜中務省式時服条には「造紙長上二人」と定められるに至る⁽¹⁵⁾。

大同三年二月十六日官符(三代格)は「年料造紙、其数不多」として造紙手を減じているから、造紙手は延喜図書寮式年料紙条にいう「年料所造紙二万帳」を生産していたものであろう。紙屋院が置かれたのは大同年中というから⁽¹⁶⁾、これがこうした紙を生産する工房になったのではなかろうか。この紙は同条規定に「造紙畢年終進内蔵寮」とみえるように内蔵寮に送られるのであって⁽¹⁷⁾、諸司に分配するものではなかった。ただ、これは大同以降のことであつて、紙屋院未設置で造紙手が多数存在し、紙戸も存在するという生産体制の時期まで敷衍して考えることはできないであろう。浅香山木氏は、大同年間の造紙手削減が、紙の需要を在地の手工業生産によってまかなう態勢の進行に裏付けられていたとされる⁽¹⁸⁾。逆に考えるならば、八世紀における造紙手は内蔵寮に送られる年料造紙以外のもの

も生産していたと思われてくるのである。

なお、造紙手のうち毎年一名が内蔵寮から美濃国へ派遣されて、色紙 4600 枚を製産することが延喜内蔵寮式年料紙条に規定されており、おそらく国衙所属の工房における製産ないし技術指導にあたるという職務をも有していたことが推測される。

2

すでに明らかになったように、図書寮が支給する年間 11 万枚に比べて、中央の造紙手の作る紙の量はさほど多いものではなかった。したがって、中央政府の消費する紙は、中央工房のほかに、全国からの納入に依存する割合が高かったと考えられてくる。

賦役令 1 調絹絶条では、調副物のなかに紙を含ませている⁽¹⁹⁾。この調副物は、周知の如く養老元年 (717) 十一月に停止され⁽²⁰⁾、ほぼ中男作物にその品物が継承されるが、紙も延喜主計寮式に中男作物の品目の一つとしてあげられ、全国 38 国から貢進されることになっている。

また、調として薩摩国から紙が、年料別貢雑物として下野国から麻紙 100 張、大宰府から斐紙 1000 張、麻紙 200 張が貢納されることが、それぞれ延喜主計寮式、民部省式にみえている。

このように主として中男作物という取取制度を通して中央政府が紙を入手していたことが知られる。もっとも、こうした人別負担の制度が、実態としてどのようなシステムでもって運用されたのかという問題が残るが、これは後述することとする。

なお、こうした京進される紙を中央政府は「調紙」として扱っていたようである⁽²¹⁾。図書寮が諸司等に分配する紙はここうして入手したのであろう。

3

つぎに、地方官衙における紙の入手について考えてみたい。

もちろん、中央政府からの頒下ということは考えられない。しかし、令の規定には地方官衙で用いる紙の入手に関する条文はとくに見あたらないし、現存する正税帳にも紙の入手に関する記事はなく、これについて正税の支出のあったことは認めがたい。

戸籍作成に要する紙は、戸令 19 造戸籍条によると当戸から出すとされており、同条義解などの法家は計帳作成もこれに準ずるとしている。天平五年（733）の右京計帳手実には、当該戸の手実記載に要した紙数の二倍を示すと思われる「紙二」「紙四」などの書き入れがある⁽²²⁾。これは紙の負担枚数を示すものであり、当該戸からの紙の提出ということも考えられなくはないが、紙質等の調査報告を聞かないので何ともいえない。ただ、岸俊男氏は、条坊ごとに各戸に同じ料紙が配布された可能性のほうを示唆しておられる⁽²³⁾。また、仮に、各戸の提出した紙によって計帳が作られたとしても、それは京内の特例と考えるべきであろう。たとえば、調査の報告によれば大宝二年（702）の御野国戸籍の紙を漉いた簀は、数郡通して二種類しか認めることができないという⁽²⁴⁾。ほかの籍帳については、すべては報告されていないが、知りうる限りでは、一つの断簡は同じ紙質のものでつながっているようであり、地方において、紙を製産する工房が必ずしも多くなかったことが推測される。結局、令条文は当戸から紙を出すことを規定しているものの、事実としては、国衙が一括して紙を入手したと考えるべきであり、国内の戸はそれにみあう物資か労働を輸納することで令条文の原則を満たしていたとすべきではなかろうか。

だが、地方官衙が必要とする紙は籍帳だけではないはずである。そうした紙の入手については、どのように考えるべきであろうか。むろん前述のごとく正税がそれに充てられた様子もない。そこで正税等を除く国衙財政の基盤といえば、当然考えられるのが雑徭ということになる。つまり地方官衙で用いる紙は雑徭を用いて作成された可能性を考慮すべきなのである。はたして、その見通しが見当ちがいでないことを、類聚三代格卷六の弘仁十三年閏九月二十日官符にうかがうことができる。この官符は、百姓の徭（雑徭）の免除のあった年、やむをえず公役に従う者に対する給糧について定めたものである。つまり、ここにあらわれている労働は、国郡衙などの行政上、欠くことのできない雑徭の内容を示すものであるが、その中に、「造国料紙丁 本圖六十八人、本圖五十八人」「造紙丁二人」という記載の含まれていることが注目される。

この「造国料紙丁」が国衙に配されるものであろうことは疑いあるまい。もう一つの「造紙丁二人」がどこに配属されるものかについて、いろいろ考えられるが⁽²⁵⁾、私は郡衙ごとに配されるものと考えてのがもっともふさ

わしいように思う。そうとすれば、ここに、国および郡ごとの造紙工場の存在を認めることができるのではなからうか。そうした工房で籍帳をはじめとする多くの文書の用紙が製産されたのであろう⁽²⁶⁾。

これらの造紙丁がいかなる性格の労働を提供したのか、まったく不明であるが、大国で六十人、下国でも三十人という「造国料紙丁」は技術者を含んでいたであろうが、非技術的労働者が大多数ではなかったらうか。図書寮に造紙手四人と紙戸五十戸という数字から推しても見当はずれなものとは思えない。しかし一方、郡別の「造紙丁二人」に非技術的労働者が含まれるなどと考えることは無理であろう。むしろ、二人とも技術者とすべきであろう。国単位と郡単位との造紙丁の人員のアンバランスは、このように解したい。

とすれば、国衙所属の工房における紙製産は雑徭という制度的にうらづけのある労働力によっていたのに対して、郡単位の造紙には制度的に明確でない雑多な徭役労働が多く投入されていたことが考えられるかもしれない。さらにまた、考えようによっては、郡司の私的な労働動員力による所が大きかったかもしれない。

しかし、この点について考察を進めるさい、あわせて考慮に入れねばならないのは、中男作物等の品目に紙が含まれていたことである。中男という若年層の多数がすでに造紙技術を身につけてしまっているとは考えられない。中男自身の手による製紙と直ちには解せないのである。また、農家の余業のひとつとしての造紙を一般班田農民に求めるのは無理であろう。すでに述べたように、製紙作業に要するあれだけの道具を所有する余裕もなかったらうし、だいいち自らが紙を必要とする生活を送っていたはずもないのである。したがって、中男の所属する家族、親族といった範囲における製産も一般的であらうはずはない。そこでつぎに、流通している紙を購入して貢納するということを検討すべきであるが、紙が広く流通するためには、すくなくとも広範な識字層の存在が必要である。そう考えれば、八・九世紀という時代は紙が広く流通する素地に欠けていたと言わねばならない。私は、八・九世紀においては、社会全体からみれば紙の流通はごく一部の層の間に限られており⁽²⁷⁾、すべての中男がいつでも入手できるような状況でなかったと考える。この点については、結局、どこかに労働を提供することによって紙貢納にかえるという行為がかなり一般的であった

と考えたい。そのさい、中男はそのままでは技術者でないから、あたかも造紙手に対する紙戸のような労働力を想起すべきであろう。そして、その労働の主たる提供先のひとつとして前述の郡単位の工房を考えるべきではなかろうか。中男作物の成立のきっかけとなった養老元年(717)十一月詔においても「役中男進、若中男不足者、即以折役雑徭」となっており⁽²⁸⁾、中男作物は本来、中男を役して作成するものであった。しかも、中男作物の付札の木簡の多くは、それが郡単位で貢納されたことを示している。むろん画一的に断定してしまうことは無理であるが、中男作物の紙とは郡所属の工房に上番した中男と造紙技術者を中心とする労働によって製作されたものが、その主なものであるまいか。そして、延喜式にみえるような中男一人あたり40枚という規定にみあう枚数を製産していたのであろう。ともかくも、中男作物製作に中男以外の技術労働も投入されていたことは確かであろう。そう考えれば、逆に、こうした工房における労働が中男作物貢納のためにのみ用いられたとは限らないであろう。郡衙で必要とする紙も製産されたのではあるまいか。そのために、中男が過度に使役されたり、一般正丁が籍帳用紙納入にかえる労働など雑多な労働力として役せられることがあったのではないか。造紙技術者もあるいは雑徭の日数制限をこえて役せられることがあったかもしれない。

ともかくも、ここでは、このように郡別の工房の存在を想定したいのである。

4

郡別に二人という造紙技術者を全国的に公認したということは、その背景として、それ以上の技術者の存在を想像させる。そのさい、むろん技術を用いる場があってはじめて技術者といえるのであるから、郡に所属しない私的な工房も多数存在したと考えられる。そうした工房が九世紀もしくはそれ以前に存在したことを直接示す史料はないが、類聚三代格卷八承和八年五月七日官符はそれについて参考にすべき史料である。それによると、一生かけて貢納する中男作物や調庸の一括前納のあったことが記されているが、一括して前納するからには力役を提供するといったたぐいではなく、現物を進上すると考えてよかろう。ここでも、年十九の者について中男作物紙80張、年十三の者について160張が前納されるが、こうした富裕な一

族には、それだけのものを入手しうる何かの手段があったと考えざるをえない。しかし、そうした紙まで郡所属の工房が製産したとは考えにくく、むしろこの場合、この一族が私的に工房を持っていたか、もしくは別の私的な工房で製産された紙を交易して入手したとみるかのいずれかであろう。そして、いずれの場合でも、こうした私的な工房の存在を認めざるをえないであろう。また、かかる工房も中男作物紙の貢納に対して一定の役割を果たしたのではあるまいか。ただ、それが商業的な活動に結びつくかどうかについては、あらためて検討すべきであろう⁽²⁹⁾。

ともかく、ここでは、私的な紙製産の工房の存在を想定するにとどめたい。ただ、私的といい、郡単位といい、工房運用の実態においては、両者は類似するものであったと想像するのである。

おわりに

すでに与えられた紙数を大幅にこえており、これ以上論ずることができないが、私は、日本古代の紙製産は律令国家成立期に急激に増大した政府の需要⁽³⁰⁾に応じて発展させられたものと考えている。たとえば、紙戸が「借品部」として設定されるのもそうした事情によるのであって、ただたんに伝統的に伝存した製産力を律令国家が借用するようなものではなかったのではなかろうか。紙を必要とするのは識字層であり、ことに文書行政をはじめた律令国家（さらには膨大な写経活動をはじめた仏教寺院）が爆発的に増大した紙の需要をみたすため、紙製産の機関を、どちらかといえば上から設立せねばならなかったのではあるまいか。造紙技術の全国的な在地における普及は、その次にくるのではないかと考えたい。

ただ、はじめに断っておいたように、これで律令政府の紙の入手経路全体について触れたなどとは思っていない。律令政府に劣らない紙の需要を持つ仏教寺院のことについて一切省略したことからいっても、小論で扱った部分は律令国家全体の収取体系の一部にすぎぬことは明白である。しかも、その部分に関しても、誤解、誤謬や論証の不備が少なからず見られるものと思う。諸賢の御批判を賜われれば幸である。

(1978年11月30日)

〔注〕

- (1) 正倉院事務所論『正倉院の紙』、寿岳文章氏『日本の紙』は正倉院文書を中心とする古代の紙の生産や技術に関する貴重な報告、研究業績である。『正倉院の紙』の巻末には、多数にのぼる研究文献が掲載されている。また、同著発刊後の古代の紙に関する主要な文献として、池田秀男氏『和紙年表』、久米康生氏『和紙の文化史』、関義城氏『手漉紙史の研究』もある。研究書ではないが、関義城氏『和漢紙文献類聚・古代中世編』も便利な史料集である。そのほか、浅香年木氏『日本古代手工業史の研究』も有益である。ただ浅香氏の研究を除いては、工芸技術に比重がかけられており、紙の収取に関する研究が豊富であるとはいえない。
- (2) 『正倉院の紙』P.12~13、寿岳氏『日本の紙』P.59~65。
- (3) 延喜図書寮式年料紙条には、穀皮や斐皮について「並諸国所進」とある。
- (4) 寿岳氏『日本の紙』P.49~50。
- (5) 以下、狩野久氏「品部雑戸制の再検討」（史林43-6）に負うところが大きい。
- (6) 『大日本古文書』編年1-333。なお、「紙市戸」と印刷されているが、これは「紙」の異体字を「紙市」と誤読したものと考えられる（体系日本史叢書『産業史I』P.292）。
- (7) この戸のみ「輪調」と記した下に銭何文という記載を欠いている。門脇禎二氏は、これを調が現物（紙）で出されたことを示すとしておられるが（「調庸収取形態の変化とその背景」『律令国家の基礎構造』所収）、むしろ、この場合、調が免ぜられているのでその記載が欠けたとは考えられないであろうか。すくなくとも、この戸に見輪のみえぬことは確かである。
- (8) 狩野久氏前掲論文。
- (9) 『正倉院の紙』P.23。
- (10) 『正倉院の紙』P.26。
- (11) 戸令9造戸籍条および同条集解の古記、釈説、義解。
- (12) 門脇禎二氏注(7)所掲論文。同氏『日本古代共同体の研究』。
- (13) 類聚三代格巻四、大同三年二月十六日官符。
- (14) 類聚三代格巻四、弘仁三年二月廿八日官符所引大同三年十二月十五日官符。
- (15) 同図書寮式年料紙条には「造紙手四人」とみえるが、おそらく大同三年以降、二人に定められる以前に定められた規定が延喜式に定着したのであろう。
- (16) 西宮記、拾芥抄。
- (17) 延喜内蔵寮式諸司供年料条にも「紙二万張、右図書寮所進」とみえる。
- (18) 浅香氏前掲書P.184~185。
- (19) 浅香年木氏は、大宝令では調副物に紙が含まれていなかった可能性を推測される（同氏前掲書P.190）。令集解古記の知らないことがその主な根拠である。ただ、そうとすれば、調副物の停止を知っているはずの養老令編纂者は、死文になるであろう条文語句の中にあらたな品目を追加したことになる。しかし、そう考えるよりは、大宝令からすでに調副物の紙の規定があったので、その規定がそのまま養老令に継承されたとするほうが自然ではなからうか。

- (20) 続日本紀養老元年十一月戊午条など。
- (21) 鬼頭清明氏「御贄に関する一考察」(『続律令国家と貴族社会』所収)。なお「調紙」の実例は宝龜五年の図書寮解(大日古 6—580)のほか、天平十一年の東院写一切経所受物帳(大日古 7—267)等にもみられる。
- (22) 岸俊男氏「右京計帳手実について」(『日本古代籍帳の研究』所収)。
- (23) 注(22)所掲論文。
- (24) 『正倉院の紙』p. 20。
- (25) この官符の「厨長一人」以下(つまり「造紙丁二人」を含む)の項目が、郡に属すとされるのが沢田吾一氏(『奈良朝時代民政経済の数的研究』)、浅香年木氏(同氏前掲書)、吉田晶氏(『日本古代の首長制に関する若干の問題』日本史研究 187)、佐藤宗諄氏(『平安前期政治史序説』)、国衙雑役人を示すとされるのが村尾次郎氏(『律令財政史の研究』)、駅伝関係のものとされるのが吉田孝氏(『雑徭の変質過程』古代学 11—4)である。
- (26) 大宰府に存在した「作紙所」(三代格、天長三年十一月三日官符)も、そうしたものの一例であろうか。
- (27) 紙が市に出されていたことを示す史料もなくはない(寿岳氏前掲書 p. 170)が、むろん紙の流通が盛んであったことには結びつかない。万葉集にも紙に関する記事はまったく見えないし、延喜東西市司式においても東西市で扱う品目規定の中に紙は含まれていない。
- (28) 注(20)参照。
- (29) 浅香年木氏は、在地の手工業生産者について「独立した小商品生産者と見なすことは不可能であり、何らかの形で郡司・土豪層の関与を受けない限り、その再生産を継持することは困難だった筈である」(同氏前掲書 p. 144—5)とされる。
- (30) 青木和夫氏「律令国家の権力構造」(『岩波講座日本歴史』古代 3, 1976 年所収)の p. 9, 10, 33 および注(17)の記述。

(追記)

いちいち注記できなかったが、調庸制の実態について狩野久氏「律令制収奪と人民」(日本史研究 97)、栄原永遠男氏「律令制下における流通経済の歴史的特質」(日本史研究 131)から示教を受けていることをここに銘記しておく。

なお脱稿後、佐藤秀太郎氏「紙造りの歴史」(歴史と地理 264)、町田誠之氏『和紙の四季』のあることを知った。あわせて参看されたい。